

朝7時、神楽にある高野松の木公園に続々と人が集まってきます。高野地区社会福祉協議会(神楽6～7の11～12丁目、13丁目(一部))では、子どもの夏休みに合わせた7月下旬から8月上旬に、毎朝ラジオ体操が行われています。昨年度は、子どもからお年寄りまで、平均して60人以上が集まりました。新型コロナウイルス感染症が拡大する前までは、銭湯「菊の湯」でふれあいサロンを開催したり、夏祭りを開催したりと盛んに交流していました。「コロナ禍でも人とのつながりやふれあいができる行事はないか」と考え、人との3密を避ける形で「ラジオ体操」を開催しています。

コロナ禍だからこそ住民交流
高野地区社会福祉協議会 ラジオ体操



高野地区社会福祉協議会の沼澤久仁一会長は、「今年度もラジオ体操を開催する予定です。貴重なふれあいの場だと改めて感じています。ぜひ参加してください。参加することで地域の人と楽しく交流する時間もでき、心と身体の健康も保たれます。」とおっしゃっていました。ふれあいサロンやボランティア活動に参加したい方は、旭川市社会福祉協議会地域共生課(☎23・0742)までご連絡ください。



社協 はじまりは あなたの笑顔から
あさひかわ

このページは、赤い羽根共同募金の助成を受けています
 共同募金運動期間 10月1日～12月31日

ご意見・ご質問を募集しています！「旭川市社会福祉協議会」まで
 社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会
 https://www.asahikawa-shakyo.or.jp
 【5条事務所】〒070-0035 旭川市5条通4丁目 旭川市ときわ市民ホール1階
 TEL 23-0742 / FAX 23-0746 Eメール kikakusoumu@asahikawa-shakyo.or.jp
 【神楽事務所】〒070-8003 旭川市神楽3条4丁目1-18 TEL 60-1755 / FAX 60-1790

住民会員会費へのご協力をお願いします！

社会福祉協議会が取り組んでいるさまざまな事業は、市内にお住まいの皆さんからの住民会員会費によって支えられています。福祉活動やボランティア活動などに直接参加できなくても、会費を納めることで、地域の福祉活動の支援につながる「住民相互による支えあい」の仕組みです。

一世帯の年額 200円(一口)
 100円は旭川市社会福祉協議会の活動に
 100円は地区社会福祉協議会の活動に活用しています。
 ※地区により金額が異なることがあります。

旭川市社会福祉協議会が取り組む事業

- ◆ボランティアセンター事業
ボランティア活動をしたい人と支援を必要とする人をつなぎます。
- ◆広報紙「社協あさひかわ」の発行
- ◆安心見守り事業の研修会などの開催
- ◆その他、地域福祉の推進につながる事業に活用させていただいております

この住民会員会費は、戸別または町内会費の一部から、各地区社会福祉協議会を通して納めていただいております。

地区社会福祉協議会が取り組む事業

- ◆地域支えあいのまちづくり推進事業
- 【安心見守り事業】
病気や障がい等の理由で、日常生活の中で不安を抱えている方などを隣近所の住民が見守る活動です。
- 【ふれあいサロン事業】
地域の中で仲間づくりや世代間交流を行い、人と人をつなぐ交流の場として、地域住民が運営しています。



永山第三地区 みずほファーム
 中央地区 ふれ違いサロン

【啓発・養成・研修事業】
 住民同士の交流や地域のつながりを築くことを目的に、研修会や学習会などを開催しています。

- ◆その他、地域の特性を踏まえ、各地区社会福祉協議会が必要とする事業に活用しています
- 多世代交流のための活動
- 地域のお祭り等の行事 など

図書カードをプレゼント!!

「社協あさひかわ」に関するご意見やご感想をお待ちしています。ご意見・ご感想をお寄せいただいた方の中から抽選で、3人の方に1,000円分の図書カードをプレゼントします。なお、当選者の発表は発送をもってかえさせていただきます。

【応募方法】はがき・FAX・メールにて
 【必要事項】①ご意見・ご感想 ②住所 ③氏名 ④年齢 ⑤電話番号
 【応募締切】令和4年5月31日(必)まで(当日消印有効)
 【応募先】旭川市社会福祉協議会の5条事務所(上記参照)まで
 ※ご意見・ご感想で得た個人情報は、プレゼントの抽選及び発送以外に使用しません。
 ※メールの場合、送信アドレスが変更となっておりますのでご注意ください。

令和4年度 市民後見人養成研修開催のお知らせ

市民後見人ってどんな人？

成年後見は、認知症や障がい等で判断能力が十分ではない方を支援する制度です。同じ地域の市民が後見人になることで、住み慣れた地域でのよりきめ細かな後見活動が可能になります。制度を必要とする人の立場から、生活を支援するために何が最善かを考えることができる市民後見人は、成年後見制度の新たな担い手です。

市民後見人の主な仕事

- 財産管理**
本人の資産や収支内容を的確に把握し、必要な支出等を計画的に行います。具体的には金融機関との取引、預貯金の管理、年金等の受取り、施設や家賃・公共料金等の支払いなどです。
- 身上保護**
定期的な訪問によって、本人が適切に生活できているかを把握し、必要に応じて医療・福祉サービス等の手続きを行います。

市民後見人の条件は？

- 年齢が25歳以上74歳未満(令和4年12月31日現在)であること
- 上川中部1市8町内に居住していること
- 説明会及び全ての研修カリキュラムへの参加が可能であること
- 研修修了後、市民後見人として活動できること など



令和4年度市民後見人養成研修日程(予定)

- 基礎講義：9月3・10日と10月のいずれか土曜日3日間(計5日間)
 - 体験学習：10月中(1日)
 - レポート：受講前と受講終了時
- ※研修日程は6月下旬に正式決定するため、時期や日数については変更になる可能性があります。

市民後見人養成研修説明会

令和4年7月21日(木)午後6時30分から
 「市民後見人養成研修」の受講にあたって、この説明会への参加が必須となります。
 ※詳細はお電話等で問合せください。

旭川市社会福祉協議会 旭川成年後見支援センター
 旭川市5条通4丁目 旭川市ときわ市民ホール1階 TEL 23-1003 / FAX 23-1118
 Eメール kouken@asahikawa-shakyo.or.jp 開設時間 8:45～17:15 (月～金曜日)

お問合せ先